

議案第12号 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

○勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正について（第1条関係）

本市における現行の算出方法は国家公務員準拠であるが、地方公務員は当該部分については労働基準法適用となるため、同法準拠に改めるもの。

○現給保障額の廃止について（第2条関係）

平成18年4月の給料表改正に伴い導入された現給保障額について、平成25年徳島県人事委員会勧告において「段階的に廃止すること」との勧告がなされたことをふまえ、本市においても現給保障額を段階的に廃止するもの。

【第1条関係】 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員を除く。)をいう。</p>	改正
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、<u>正規の勤務時間</u>による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、<u>小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)</p>	改正

<p>務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第13条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p>	<p>による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第13条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日)に当たる日を除く。)及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の合計に相当する勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>改正</p> <p>挿入</p>
---	--	---------------------

【第2条関係】 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>附 則(平成18年条例第11号)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。))以外の職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.14を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほかに、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則(平成18年条例第11号)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。))以外の職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.14を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であつてその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から</p>	<p>挿入</p> <p>挿入</p>

平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超えるときは2万円、その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号)第10条の表		1号給から56号給まで

8・9 (略)

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条2項の規定の適用については、給与条例第8条2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号)第10条の表		1号給から56号給まで

8・9 (略)

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条2項の規定の適用については、給与条例第8条2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

改正